

決 定

申立人 野 村 一 也

宮谷内留雄外5名に対する付審判請求事件（札幌地方裁判所小樽支部令和6年（つ）第1号）について、令和6年8月27日、申立人から忌避の申立てがあったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

- 1 本件申立ての理由は、要するに、申立人を請求人とする前記付審判請求事件の構成裁判官である大倉靖広は、同事件における犯罪事実と基本的事実関係が同一である、申立人を原告とする国家賠償請求事件の第一審を担当し、申立人の請求を棄却した裁判官である上、申立人は前記国家賠償請求事件の上告審において、第一審の手續に瑕疵があると主張しているから、前記裁判官は不公平な裁判をする虞がある、というものであると理解される。
- 2 しかしながら、前記裁判官は、職務として前記国家賠償請求事件の訴訟手續に関与したにすぎないし、前記付審判請求事件は審判の対象や手續等が前記国家賠償請求事件と全く異なり、判断の基礎となる資料も前記付審判請求事件に提出されたものに限られる。そうすると、前記付審判請求事件を担当する前記裁判官が、前記付審判請求事件における犯罪事実と基本的事実関係が同一である前記国家賠償請求事件の審理に関与したからといって、その心証を引き継いで前記付審判請求事件の判断をすることにはならないから、前記裁判官が不公平な裁判をする虞があるとはいえない。このことは、申立人が前記国家賠償請求事件の上告審において手續上の瑕疵を主張していることによって影響されるも

のではない。

- 3 したがって、本件申立ては理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

令和6年9月30日

札幌地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官 井 戸 俊



裁判官 新 宅 孝



裁判官 小 町 勇



これは謄本である
前同日 同庁
裁判所書記官

山口 紗巳登

